

定期予防接種スケジュール

接種対象年齢であれば、規定の回数を無料（公費負担）で受けられます。万が一、接種後に重篤な健康被害が発生した場合は、法に基づく救済制度があります。
なお、転出日以降に接種を受けた場合、公費負担の対象外となりますのでご注意ください。

		ワクチンの名前	予防する病気	対象年齢	接種回数	接種時期
注射生ワクチン ※1	BCG		結核	1歳未満	1回	標準的には、生後5か月～8か月に達するまでに1回
	麻しん・風しん混合 (MR)	麻しん(はしか) 風しん(三日ばしか)	1歳～2歳未満	1期1回	1期：1歳～2歳未満	
			小学校入学前の1年間	2期1回	2期：令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ	
	水痘		水痘(みずぼうそう)	1歳～3歳未満	2回	標準的には1歳～1歳3か月に達するまでに1回。その後、6か月～12か月後(最低3か月後)に2回目を接種。
経口生ワクチン	ロタ	1価	ロタウイルス胃腸炎	出生6週0日後～24週0日後	2回	27日以上の間隔をおいて2回。1回目は生後2か月～出生14週6日後までに接種。
		5価		出生6週0日後～32週0日後	3回	27日以上の間隔をおいて3回。1回目は生後2か月～出生14週6日後までに接種。
不活化ワクチン	B型肝炎		B型肝炎	1歳未満	3回	標準的には、生後2か月～9か月に至るまでに、27日以上の間隔をおいて2回接種後、1回目の注射から139日以上の間隔をおいて3回目を接種。
	小児の肺炎球菌	細菌性髄膜炎 菌血症 肺炎 中耳炎	初回接種月齢	生後2か月～7か月未満	初回3回 + 追加1回	27日以上の間隔をおいて3回(標準的には生後1歳に至るまで)※2。その後、60日以上の間隔をおいて、生後1歳に至った日以降(標準的には12～15か月に至るまで)に1回。
				生後7か月～1歳未満	初回2回 + 追加1回	27日以上の間隔をおいて2回(標準的には生後1歳に至るまで)※3。その後、60日以上の間隔をおいて、生後1歳に至った日以降に1回。
				1歳～2歳未満	2回	2回：1回目の接種から60日以上あけて2回目を接種。
				2歳～5歳未満	1回	1回
	五種混合 (DPT-IPV-Hib)		ジフテリア、 百日せき、破傷風、 ポリオ、 ヒブ感染症	生後2か月～7歳6か月未満	1期初回3回 + 追加1回	20日以上(標準的には20～56日)の間隔をおいて3回接種。初回3回接種終了後、6か月～18か月後(最低6か月後)に1回接種。
	日本脳炎	日本脳炎	生後6か月～7歳6か月未満	1期初回2回 + 追加1回	1期：標準的には6～28日(最低6日以上)の間隔をあけて2回接種。その後おおむね1年後(最低6か月後)に1回接種。	
			9歳～13歳未満	2期1回	2期：1回接種	
特例			平成18年4月2日生～平成19年4月1日生		合計4回の接種が完了していない方は、20歳になる日の前日まで、定期接種として不足分の回数が受けられます。	
二種混合(DT)		ジフテリア 破傷風	11歳～13歳未満	2期1回	2期：1回接種	
子宮頸がん予防		子宮頸がん	小学校6年生～ 高等学校1年生相当の女子	2回または3回	シルガード9：初回接種から2か月後(最低1か月後)と6か月後(2回目から最低3か月後)に接種 1回目の接種を15歳になるまでに受ける場合、1回目から5か月以上(標準的には6か月)あけて2回目を受けると 合計2回で接種を完了することができます(5か月未満である場合、3回目の接種が必要)。 平成22年4月2日～平成27年4月1日生まれ	

標準的な接種年齢
接種が可能な年齢

予防接種の受け方

①市より予防接種予診票が届きます。

＜送付スケジュール＞

生後2か月になる前月
1歳になる前月
3歳になる前月
小学校入学前の年度の4月
9歳になる前月
11歳になる前月
13歳になる年度の4月(女子のみ)

②母子健康手帳で接種履歴をご確認のうえ、実施医療機関(裏面参照)へ事前に問い合わせをして接種を受けましょう。

◎当日の持ち物

- ・母子健康手帳
- ・予診票(バーコードシール貼付・必要事項を記入済みのもの)
- ・お子さんの身分証明書(医療証等ご住所の確認ができるもの)

※他市から転入されてきた方等、予診票冊子をお持ちでない方は、医療機関備え付けの予診票をお使いください。

③予防接種の注意事項については予診票冊子、または市ホームページでご確認ください。

予防接種を受ける時に気をつけること



予防接種を受けた後に気をつけること・接種後の症状に関すること



※1…注射生ワクチンを接種後、別の注射生ワクチンの接種は4週間以上あけてください(4週間後の同じ曜日)。

※2…初回2回目の接種は、生後12か月に至るまでに行い、それを越えた場合は3回目の接種は行わない(追加接種は実施可)。
3回目は生後24か月に至るまでに行い、それを越えた場合は行わない(追加接種は実施可)。

※3…初回2回目の接種は、生後24か月に至るまでに行い、それを越えた場合は行わない(追加接種は実施可)。

●令和8年3月現在の情報です。厚生労働省の通知により、年度途中でも変更の可能性があります。
変更の際は、広報ちがさきやホームページ等でお知らせします。

◎償還払い(払い戻し)制度

実施医療機関以外での接種費用は、原則自己負担となります。やむをえない理由で他の医療機関で接種する場合、事前に「予防接種実施依頼書」の発行を申し込めば、負担した費用(上限あり)の払い戻しを受けられる制度があります。詳細は市ホームページをご確認いただくか、保健所健康増進課までお問い合わせください。

◎長期の療養等により、定期予防接種が受けられなかった方

「長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により、定期予防接種の対象であった期間にやむを得ずその予防接種を受けることができなかったと認められる方」は、接種が受けられるようになった後、原則2年以内は、定められた接種対象年齢を超えていても定期予防接種を受けることができます。事前にお申し込みが必要となりますので、必ず保健所健康増進課にご連絡ください。

◎骨髄移植等により定期予防接種を再接種される方に対する補助金

骨髄移植などの医療行為により、接種済の定期予防接種を再接種する必要があると医師に判断された20歳未満の方に対して、再接種の費用を補助します。補助の条件などは、再接種を行う前に保健所健康増進課までお問い合わせください。